



山形県公報

平成21年7月24日(金)
第2062号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(市町村支援課) ……838
- 山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則……………(雇用労政課) ……同

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……839
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の  
変更……………(同) ……840
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更……………(同) ……841
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……842
- 同……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……843
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………(森林課) ……同
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(庄内総合支庁建設総務課) ……844

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………845
- 政治団体の解散……………846
- 資金管理団体の指定……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域支援課) ……847
- 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認……………(村山総合支庁農業振興課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(公安委員会) ……同

# 規 則

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第63号

### 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年 8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第10項中「別表第1第10項」を「別表第1第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「別表第1第9項」を「別表第1第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「別表第1第8項」を「別表第1第9項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「別表第1第7項」を「別表第1第8項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「別表第1第6項」を「別表第1第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「別表第1第5項」を「別表第1第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 条例別表第1第5項の規則で定める事務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第16条の規定によるがんの発生の状況の把握に係るがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。  
第8条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。
- 4 条例別表第2選挙管理委員会の項第1項の規則で定める事務は、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項又は第2項の規定による委員の候補者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 5 条例別表第2選挙管理委員会の項第2項の規則で定める事務は、公職選挙法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項の規定による公職の候補者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

### 附 則

この規則は、平成21年 8月1日から施行する。

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第64号

### 山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則（平成 5年 4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|          |                   |    |     |
|----------|-------------------|----|-----|
| メカトロニクス科 | 機械システム系メカトロニクス技術科 | 2年 | 20人 |
|----------|-------------------|----|-----|

を

|         |               |              |    |     |
|---------|---------------|--------------|----|-----|
| 機械システム系 | デジタルエンジニアリング科 | 機械システム系生産技術科 | 2年 | 10人 |
|         | メカトロニクス科      | 機械システム系制御技術科 | 2年 | 20人 |

に、

|           |              |    |     |
|-----------|--------------|----|-----|
| 情報制御システム科 | 情報システム系情報技術科 | 2年 | 30人 |
| 情報管理システム科 | 情報システム系情報処理科 | 2年 | 30人 |

を

|           |                    |    |     |
|-----------|--------------------|----|-----|
| 知能電子システム科 | 電子情報制御システム系電子情報技術科 | 2年 | 30人 |
| 情報システム科   | 情報システム系情報技術科       | 2年 | 20人 |

に改める。

別表第2中「産業情報専攻科」を「産業技術専攻科」に改める。

## 附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に山形県立産業技術短期大学校に在籍する者に係る訓練科、訓練期間及び定員は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

## 山形県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                       | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|---------------------------------------------------|---------|-------------|
| 医療法人社団緑愛会          | かがやきの丘訪問介護ステーション<br>東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796<br>番地20号 | 訪 問 介 護 | 平成21. 7. 31 |

## 山形県告示第689号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                       | サービスの種類            | 廃止年月日       |
|----------------------|---------------------------------------------------|--------------------|-------------|
| 医療法人社団緑愛会            | かがやきの丘訪問介護ステーション<br>東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796<br>番地20号 | 介 護 予 防<br>訪 問 介 護 | 平成21. 7. 31 |

## 山形県告示第690号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                                | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日       |
|--------------------------------|--------------------------------------------|------------------------|-------------|
| 山形県高齢者福祉生活協同組合<br>鶴岡市長者町17番18号 | 酒田市地域福祉事業所ヘルパーステーションこだま<br>酒田市光ヶ丘五丁目13番32号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成21. 6. 30 |

|                             |                               |                |   |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------|---|
| 有限会社ひかりの郷<br>酒田市若宮町二丁目2番29号 | ケアホームわかみやの郷<br>酒田市若宮町二丁目2番29号 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同 |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | あたご<br>鶴岡市中野京田字大坪22-5         | 共同生活介護         | 同 |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | 希望荘<br>鶴岡市高坂字仏供沢55-19         | 共同生活介護         | 同 |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | あゆみ<br>酒田市砂越字上川原204-4         | 共同生活介護         | 同 |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | みらい<br>酒田市新海町17-32            | 共同生活介護         | 同 |

## 山形県告示第691号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地    |              | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日      |
|--------------------------------|----------------|--------------|-------------|------------|
|                                | 変更前            | 変更後          |             |            |
| 特定非営利活動法人ゆきやなぎ<br>鶴岡市青柳町31番14号 | グループホーム青柳下宿    | 短期入所青柳下宿     | 短期入所        | 平成21. 6. 1 |
|                                | 鶴岡市青柳町40番5号    |              |             |            |
| 特定非営利活動法人ゆきやなぎ<br>鶴岡市青柳町31番14号 | グループホーム青柳下宿    | グループホームゆきやなぎ | 共同生活援助      | 同          |
|                                | 鶴岡市青柳町40番5号    |              |             |            |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号       | グループホームみらい     | みらい          | 共同生活援助      | 同 7. 1     |
|                                | 鶴岡市新海町17-32    |              |             |            |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号       | グループホーム希望荘     | 希望荘          | 共同生活援助      | 同          |
|                                | 鶴岡市高坂字仏供沢55-19 |              |             |            |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号       | グループホームあゆみ     | あゆみ          | 共同生活援助      | 同          |
|                                | 酒田市砂越字上川原204-4 |              |             |            |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号       | グループホームあたご     | あたご          | 共同生活援助      | 同          |
|                                | 鶴岡市中野京田字大坪22-5 |              |             |            |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号       | グループホームピノキオ    | ピノキオ         | 共同生活援助      | 同          |
|                                | 鶴岡市新海17-33     |              |             |            |

**山形県告示第692号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地  |               | 障害福祉サービスの種類    | 変更年月日      |
|--------------------------------|--------------|---------------|----------------|------------|
|                                | 変 更 前        | 変 更 後         |                |            |
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号      | まちなか         |               | 共同生活介護         | 平成21. 6. 1 |
|                                | 鶴岡市家中新町3番10号 | 鶴岡市三和町6番11号   | 共同生活援助         |            |
| ケアサポートひばり有限会社<br>酒田市こあら三丁目6番18 | ケアサポートひばり    |               | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同 6.15     |
|                                | 酒田市卸町4-5     | 酒田市こあら三丁目6番18 |                |            |
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号      | まちなか         |               | 共同生活介護         | 同 6. 2     |
|                                | 鶴岡市三和町6番11号  | 鶴岡市三和町6番11-3号 | 共同生活援助         |            |

**山形県告示第693号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成21年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字松原、大字津金沢及び大字片谷地の各一部
- 5 認証年月日  
平成21年7月15日

**山形県告示第694号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
東根市
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成21年2月2日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東根市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字長瀬の一部

- 5 認証年月日  
平成21年7月15日
- 

**山形県告示第695号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
西川町
  - 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成21年3月18日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西川町地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字岩根沢及び大字水沢の各一部
  - 5 認証年月日  
平成21年7月15日
- 

**山形県告示第696号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
  - 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成21年3月19日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字小柳の一部
  - 5 認証年月日  
平成21年7月15日
- 

**山形県告示第697号**

山形農業協同組合から土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成21年7月14日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧の供する。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し（村木沢西部地区）  
山形農業協同組合土地改良事業施行規約の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成21年7月27日から同年8月24日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定に取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、

決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第698号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出者の名称   | 地区名 | 事業の名称              | 工事完了年月日    |
|----------|-----|--------------------|------------|
| 今野川土地改良区 | 花 沢 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 平成21年6月30日 |

**山形県告示第699号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号 | 生産事業者        |      | 生産事業の内容 |     |     |       | 事業所       |      | 登録年月日        |            |
|------|--------------|------|---------|-----|-----|-------|-----------|------|--------------|------------|
|      | 住所           | 氏名   | 種 穂     | 採 取 | 精 選 | 苗 木   | 名称        | 所在地  |              |            |
| 272  | 鶴岡市梳代字西野77番地 | 丸山成章 |         |     |     | 幼苗の育成 | 幼苗以外の苗木育成 | 丸山苗圃 | 鶴岡市梳代字西野77番地 | 平成21年7月14日 |

**山形県告示第700号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 施設    |             | 区 分              |                 | 利用料金                                                                                              |              |
|-------|-------------|------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 屋外プール | レクリエーションプール | 児童生徒等が使用する<br>場合 | 20人以上の団体で使用する場合 | 1人1回当たり 240円                                                                                      |              |
|       |             |                  | 上記以外の<br>場合     | 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）場合を除く。）及び8月の第4日曜日に児童生徒等以外の者1人及び児童生徒等2人で使用する場合 | 1人1回当たり 250円 |
|       |             |                  |                 | 上記以外の場合                                                                                           | 1人1回当たり 300円 |
|       |             | 上記以外の場合          | 20人以上の団体で使用する場合 | 1人1回当たり 480円                                                                                      |              |

|  |  |         |                                                            |              |
|--|--|---------|------------------------------------------------------------|--------------|
|  |  | 上記以外の場合 | 月曜日（その日が休日である場合を除く。）及び8月の第4日曜日に児童生徒等以外の者1人及び児童生徒等2人で使用する場合 | 1人1回当たり 500円 |
|  |  |         | 上記以外の場合                                                    | 1人1回当たり 600円 |

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

## 2 適用期間

平成21年7月27日から平成26年3月31日まで

### 山形県告示第701号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 処分をした年月日

平成21年7月9日

#### 2 処分を受けた者

- (1) 商号 大同不動産株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 鶴岡市日吉町8番13号
- (3) 代表者の氏名 佐藤 一夫
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般一17）第700470号

#### 3 処分の内容

建築工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成21年8月1日から同月15日までの15日間の営業の停止

#### 4 処分の原因となった事実

大同不動産株式会社が、民間発注の社宅住器設備工事（管工事）において、工事の施工の資格要件を満たさない技術者を配置したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年7月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日          |
|----------|--------|----------|--------------|----------------|
| 志布たかお後援会 | 志布隆夫   | 宮本正樹     | 村山市楯岡十日町7-15 | 平成<br>21. 6. 1 |



|              |         |         |                                           |            |
|--------------|---------|---------|-------------------------------------------|------------|
| 山形県理学療法士連盟   | 木 村 莊兵衛 | 遠 藤 武 秀 | 山形市沖町79-1<br>済生会山形済生病院2F<br>リハビリテーションセンター | 同<br>6. 4  |
| かじわら宗明後援会    | 菅 沼 実   | 日下部 重 弥 | 酒田市北沢字長面13番地の2                            | 同<br>6. 5  |
| 吉村みえこ後援会長井支部 | 外 田 陽   | 飯 鉢 文 吉 | 長井市九野本1052                                | 同<br>6. 11 |
| 湧 志 会        | 高 橋 冠 治 | 赤 塚 英 一 | 飽海郡遊佐町豊岡字水上4                              | 同<br>6. 16 |
| たけだ恵子後援会     | 須 藤 良 弘 | 武 田 政 紀 | 酒田市亀ヶ崎4丁目4番1号                             | 同<br>6. 29 |

### 山形県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年7月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称      | 異動事項       | 内 容           |                   | 届出年月日          |
|--------------|------------|---------------|-------------------|----------------|
|              |            | 新             | 旧                 |                |
| 自由民主党河北町支部   | 会 計 責 任 者  | 大 場 勇 人       | 阿 部 喜 一 郎         | 平成<br>21. 6. 3 |
| 自由民主党山形県建設支部 | 代 表 者      | 澁 谷 忠 昌       | 升 川 修             | 同<br>6. 4      |
| 自由民主党山形市支部   | 代 表 者      | 峯 田 豊 太 郎     | 鈴 木 善 太 郎         | 同<br>6. 8      |
|              | 会 計 責 任 者  | 後 藤 誠 一       | 斎 藤 武 弘           |                |
| 自由民主党飯豊町支部   | 代 表 者      | 手 塚 敏 行       | 横 沢 浩 雄           | 同<br>6. 29     |
|              | 主たる事務所の所在地 | 西置賜郡飯豊町大字萩生59 | 西置賜郡飯豊町大字黒沢2401-2 |                |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 異動事項      | 内 容     |           | 届出年月日           |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------------|
|         |           | 新       | 旧         |                 |
| 吉田芳一後援会 | 代 表 者     | 吉 田 芳 一 | 高 橋 巧     | 平成<br>21. 5. 25 |
| 一 心 会   | 会 計 責 任 者 | 安 孫 子 修 | 安 孫 子 正 芳 | 同<br>6. 4       |

|                    |            |              |           |           |
|--------------------|------------|--------------|-----------|-----------|
| 町民主役・希望の会          | 名 称        | 町民主役・希望の会    | おくやま俊一後援会 | 同<br>6.12 |
|                    | 代 表 者      | 大 滝 嘉 瑞      | 渡 会 国 昭   |           |
| 上山市医師連盟            | 代 表 者      | 佐 藤 紀 嗣      | 青 山 新 吾   | 同<br>6.15 |
| 山形県土地家屋調査士<br>政治連盟 | 代 表 者      | 長 岡 庄 一 郎    | 山 下 勝     | 同<br>6.22 |
|                    | 会 計 責 任 者  | 中 村 金 雄      | 佐 藤 豊     |           |
| しるとり良太後援会          | 主たる事務所の所在地 | 酒田市みずほ2-17-3 | 酒田市豊里堂脇8  | 同<br>6.23 |

## 山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年7月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称         | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日  |
|-----------------------|-------------|------------|
| 鈴木誠後援会                | 山 口 正 光     | 平成20.12.20 |
| 飯豊町の“迷路の歩き方”をみんなで考える会 | 船 山 昭       | 平成21.3.29  |
| 米織エンタケ会               | 鈴 木 忠 蔵     | 平成21.5.20  |
| 自由民主党山形県ビルメンテナンス支部    | 五 十 嵐 隆 一   | 平成21.6.26  |
| 天童再興推進の会              | 緑 三 郎       | 平成21.6.29  |

## 山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成21年7月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日        |
|--------|-------|-----------|--------------|--------|--------------|
| 志布隆夫   | 村山市長  | 志布たかお後援会  | 村山市楯岡十日町7-15 | 志布隆夫   | 平成<br>21.6.1 |

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 くれよんはうす
  - (2) 代表者の氏名  
齊 藤 千 恵 子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市金沢1439番地22
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある児童に対してデイサービスを行うことにより、児童の持つ能力を伸ばし、日常生活での自立、集団生活に適応することができるよう指導・訓練するとともに家族が安心して就労できるようにする。そのためにセミナー活動を通し研鑽を重ねる。また、関係機関と連携しながら、地域社会が障害児（者）への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
さがえ西村山農業協同組合  
寒河江市中央工業団地75番地
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
寒河江市並びに西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町及び同郡大江町における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 承認後の農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
  - (3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
- 4 変更の承認年月日  
平成21年7月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路標示調査業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日時 平成21年8月12日（水） 午後2時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 道路標示調査業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成21年9月1日から平成22年2月28日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年8月4日（火）午後4時までに山形県警察本部交通部交通規制課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。